

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
令和8年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約
- (2) 仕様
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所
支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による
- (4) 履行期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数101人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等

日時 令和8年2月12日(木)から令和8年2月26日(木)9:00~17:00(土日祝日除)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和8年2月26日(木)17:00までに入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

4. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札提出期限及び場所

日時 令和8年2月27日(金)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和8年2月27日(金)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることも考慮して金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有 ※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (11) 問い合わせ先
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原
電話（098）868-4003

以上公告する。

令和8年2月12日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

入 札 説 明 書

令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約

(2) 仕 様

詳細は仕様書による

(3) 履行場所

支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 40 人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）。
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 沖縄県公安委員会より警備業法第 4 条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第 9 条の営業所設置等届出をした者であること。

4. 入札説明書の交付及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書及び仕様書の交付日時

日時 令和 8 年 2 月 12 日(木)から令和 8 年 2 月 26 日(木) 9:00～17:00(土日祝日除く)

- 場所 (ア) 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。
※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別紙 9
「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、入札説明書及び仕様書の交付を受け、令和 8 年 2 月 26 日 (木)
17:00 までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。
また、下記 5 (1) により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務
部総務課会計第一係へ提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい
者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別紙 7 により、紙入札による場合
は、別紙 8 により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること
(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しな
い旨の誓約書を提出しなければならない (別紙 2, 2-2)
(4) 入札書提出期限及び場所
日時 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 12:00 まで
場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 14:00
場所 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
(2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者
又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする
(3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人
が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
(4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内
での入札がないときは再度入札を行うものとする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行う
ものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(3) 入札の無効
上記 3 の競争参加資格のない者のした入札、5 (3) の誓約書を提出せず、又は虚偽の
誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札
は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配
布書類に示された内容に違反する入札をいう。
(4) 入札者の記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算
した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業
者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金
額を入札書に記載すること。
また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることも考慮して金額を算出す
ること。
(5) 落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも
って入札を行った者を落札者とする。
(6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 契約書の作成の有無 有
※原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (8) 積算内訳書の作成の有無 有
- (9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (10) 押印の省略（紙契約書以外）
担当者から提出される契約書関係については、事業者としての決定であること。また押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (11) 問合せ先
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原
電話（098）868-4003

1. 件 名 : 令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者ではないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥
については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 40 人未満の企業は対象外） はい・いいえ
・対象外
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく はい・いいえ
高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
・「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外
・「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外
* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人
- (10) 沖縄県公安委員会より警備業法第 4 条の警備業認定を受けた者、又は はい・いいえ
沖縄県公安委員会に警備業法第 9 条の営業所設置等届出をした者である。

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合
には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (１) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(２) 過去 1 年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受
け又は送検されていないこと。
(３) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受
け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
(４) 上記（１）～（３）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様
であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日
住 所
商 号
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[]

記

件 名 令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1) ～ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 資格審査登録番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表 FAX 番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約								
上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。 令和 年 月 日 入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名) 支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿									

入札金額内訳書

令和8年度 沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約

(誘導員A, B, C)	業務従事者1人当たり 1時間単価	時間	人数	日数	金額(単価×時間×人数×日数)	①
		7	2	241		
(誘導員D)	業務従事者1人当たり 1時間単価	時間	人数	日数	金額(単価×時間×人数×日数)	②
		5	1	241		
人件費計(①+②)						A
業務管理費等						B
合計(A+B)						

※消費税及び地方消費税は含まない金額を記入すること。

※人件費には賃金・最低賃金上昇予定分を見込むこと。

※業務管理費等には人件費以外の一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。

※合計(A+B)は、入札書の入札金額と同額になること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

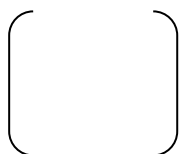
委 任 状

私は、を代理人と定め、下記の事項の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1. 件 名 令和8年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約

2. 代理人使用印



令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 8 年 2 月 26 日 (木) 17 : 00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
※上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写しア「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 警備業認定証の写し

※上記 1 から 8 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにて提出すること。

令和 8 年 2 月 27 日 (金) 12 : 00 までに

1. **入札内訳書（別紙 5－2）** をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにて提出すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和8年2月26日(木) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2，2-2）
3. 令和7・8・9年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し ア「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は除く）。
8. 紙入札参加申込書（別紙4、別紙4-2）
9. 警備業認定証の写し

令和8年2月27日(金) 12:00 まで

10. 入札書（別紙5）
 11. 入札金額内訳書（別紙5-2）
 12. 委任状（別紙6）（代理人入札の場合）
- ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

令和8年2月27日(金) 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の6. 開札（4）のとおりとする。

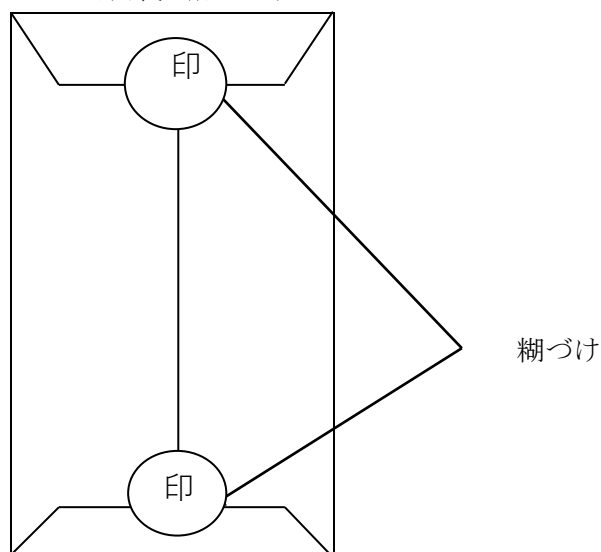
*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「**割印**」を押印すること。

封筒の表

件名 「令和8年度沖縄職業総合庁舎 交通誘導業務契約」 支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿

封筒裏（糊づけ）



入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 桃原

(メールアドレス：toubaru-taichi@mhlw.go.jp)

入札件名	令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字が誤字し、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

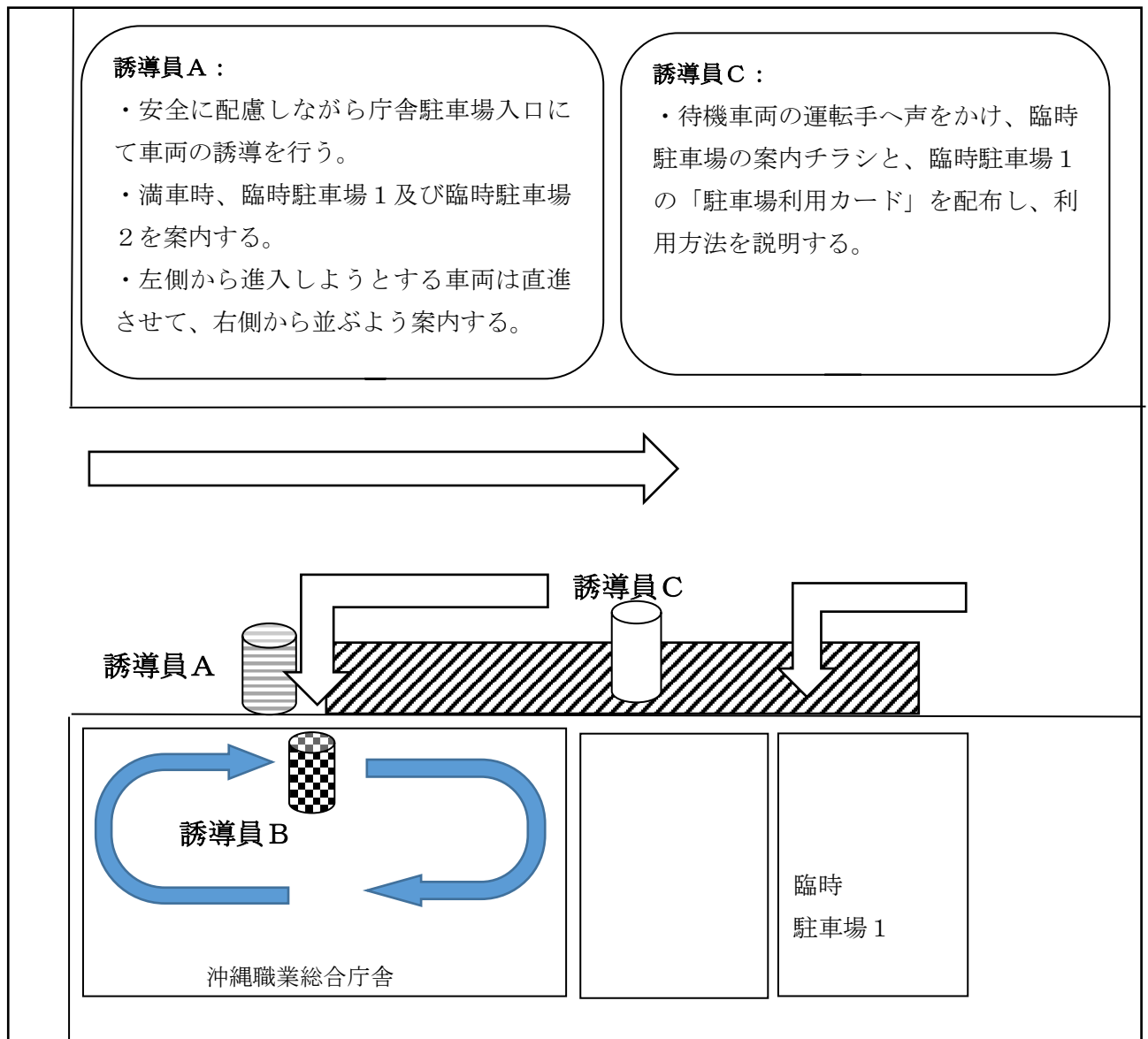
※履行の遅延のみならず、計画・報告書の遅延なども含みます

令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約 仕様書

1. 契約件名 : 令和 8 年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約
2. 履行場所 : 仕様書別紙 4 のとおり
3. 契約期間 : 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 誘導人員数及び実施日時 : 別添仕様書別紙 1 ～ 5 のとおり
5. 業務内容
 - 沖縄職業総合庁舎駐車場における車両の出入りの誘導。
 - 満車になりしだい臨時駐車場へ常時誘導する。
 - 公道に縦列渋滞することなく常時誘導すること。
 - 沖縄職業総合庁舎駐車場には責任統括誘導員を常時 1 名配置すること。
 - 臨時駐車場 1 (那覇新都心メディアビル立体駐車場) への車両誘導
(車両の大きさ制限あり [車高 1,550mm 以下、車長 5,000mm 以下、車幅 1,850mm 以下])
 - 臨時駐車場 2 (那覇市水道局駐車場) への案内
 - 臨時駐車場利用カードの発給・回収 (※立体駐車場における機械操作は行わない)
6. 発注者 (総務課職員) から作業報告を求める場合には、それに応じること。
7. 問題発生時には速やかに情報提供を行い、発注者 (総務課職員) と受託者双方参加のもと会議を開き、履行確認を行うこと。
8. 問題発生後、話し合いを行ったにも関わらず、改善が見られない場合は、途中契約解除もあり得ること。
9. 管理責任者は、定期的に現場を見回り、交通誘導員の対応等に問題がないか巡回し確認を行うこと。
10. 配置される交通誘導員は、各自業務日報を作成し、各履行場所の庶務課へ報告をすること。
11. その他
 - 受託者は沖縄県公安委員会より警備業法第 4 条の警備業認定を受けた者、又は沖縄公安委員会に警備業法第 9 条の営業所設置等届出をした者であること。
 - 本業務に当たらせる誘導員は、交通誘導業務を適正に実施するため必要な知識及び技能を有している者であること。
 - 交通誘導員間の連絡等のため通信可能な機器 (トランシーバーや携帯電話等) を常備すること。
 - 本業務中は必ず制服と色、型式又は標章により明確に識別できる服装を用いること。受託者にて必要と認める場合には反射チョッキを着用、車両誘導のための手具を使用すること。
 - 事故等が発生した場合、これが受託者の責に帰すべき事由であるときには、受託者において賠償責任を負うものであること。
 - 交通誘導員の安全及び健康管理を徹底すること。
 - 賃貸契約の関係により誘導する駐車場が変更となる場合、利用者車両の混雑状況等により人員の配置先及び案内方法等を変更する場合があること。この場合は、その変更内容について事前に労働局より連絡するものとする。

- 最低賃金額改定後、最賃を下回っていることがないよう、賃金台帳の写し等の報告を求める場合があること。
- 駐車場の利用状況について、発注者（総務課職員）より指定の報告を求められた場合は、指示にしたがうこと。
- 番号札及び利用カードは適宜変更できるものとし、沖縄職業総合庁舎管理担当者（那覇公共職業安定所庶務課）より配付するものを使用すること。
- 受託者は、交通誘導員に対して、ハローワーク利用者に対し安全かつ丁寧な誘導を行うように随時指導監督を行うこと。
- 受注した業務の全部を第三者に委託することはできないものとする。再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱う。また、受注した業務の一部を再委託する場合は、再委託申請書を沖縄労働局へ提出し、その承認を受けなければならないものとする。申請書の様式については契約書にて提示する。

【沖縄職業総合庁舎交通誘導立ち位置イメージ図】



【業務内容】

○誘導員 A

- ・ 立ち位置：入口周辺
- ・ 責任統括誘導員とする。
- ・ 歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。
- ・ 待機車両が並んでいるときは、イメージ図の左から進行してきた車両については、庁舎駐車場には進入させずに、いったん直進して右方向からの待機車両の列へ並ぶように誘導する。
- ・ 待機車両がない時は、左から進行してくる車両も庁舎駐車場に誘導してかまわない。
- ・ 他誘導員 2 名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。
- ・ 庁舎駐車場が満車の場合は、満車の表示を設置し、臨時駐車場 1 及び臨時駐車場 2 を案内し、駐車場案内チラシと臨時駐車場 1 の「駐車場利用カード」を配布する。

○誘導員 B

- ・ 立ち位置：入口周辺～庁舎駐車場内
- ・ 歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。
- ・ 駐車場入口の幅が狭いため、行き交う車両同士がぶつからないように安全に誘導する。
- ・ 安全に通行させるために、行き交う車両の一方を停めた上で、一方の車両を通行させるなどの交通誘導を行うこと。
- ・ 庁舎駐車場内の一方通行に気付かずに、逆走する車両もあるため、進入車両の運転手には進行方向を指し示し、一方通行であることを説明すること。
- ・ 立ち位置が庁舎駐車場内であることから、庁舎駐車場内の駐車台数状況を把握する担当者とする。
- ・ 他誘導員 2 名に駐車台数状況を確実に伝えて情報を共有すること。
- ・ 他誘導員 2 名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。

○誘導員 C

- ・ 立ち位置：駐車場入口からイメージ図の斜線部分
- ・ 歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。
- ・ 待機車両の運転手へ声掛けし、臨時駐車場 1 及び 2 の駐車場案内用チラシ及び臨時駐車場 1 の「駐車場利用カード」を配布する。
- ・ 待機車両の列に、間違っって並んでしまった一般車両があれば、列からでて他車両に注意しながら通過するよう説明する。
- ・ 待機車両がなければ、誘導員 B とともに庁舎駐車場で誘導を行う。
- ・ 臨時駐車場 1 の駐車台数を管理する担当者とする。他誘導員 2 名に臨時駐車場 1 の駐車台数状況を伝えて情報を共有すること。
- ・ 誘導員 C は、臨時駐車場 1 利用者から「利用カード」を回収しその際、「利用カード」にハローワークを利用したと判断できるスタンプ等があることを確認する
- ・ 他誘導員 2 名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。

【利用カード】

沖縄職業総合庁舎駐車場利用カード

NO.

日付 /

臨時駐車場第1(立体駐車場)

車両番号

入庫時刻 :

出庫時刻 :

確認印

退庁時刻 :

ご利用者さまへ

※お帰りの際、ご利用窓口にて確認印をもらってください。

※立体駐車場での駐車は最大2時間をお願いします。

※第二駐車場の誘導員が不在の場合は、庁舎前の誘導員に
お声かけ下さい。

令和8年度沖縄職業総合庁舎交通誘導業務契約 誘導員業務内容一覧

仕様書別紙4

ハローワーク利用者が駐車できる駐車場の場所	配置人員	実施日時	特記事項
・沖縄職業総合庁舎駐車場 (那覇市おもろまち1丁目3番25号) 駐車台数:75台	3名	・契約期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (土、日、祝日及び年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)除く) ・誘導員A、B: 8:15～16:00 (内休憩45分、7時間勤務) ・誘導員C: 8:30～15:15 (内休憩45分、6時間勤務)	○ 誘導員A ・立ち位置:仕様書別紙1「入口周辺」 ・責任統括誘導員とする。 ・歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。 ・庁舎駐車場への進入車両を安全に誘導する。 ・待機車両が並んでいるときは、仕様書別紙1イメージ図の左から進行してきた車両については、庁舎駐車場には進入させずに、いったん直進して右方向からの待機車両の列へ並ぶように誘導する。 ・待機車両がない時は、左から進行してくる車両も庁舎駐車場に誘導してかまわない。 ・他誘導員2名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。 ・庁舎駐車場が満車の場合は、満車の表示を設置し、臨時駐車場1及び臨時駐車場2を案内し、駐車場案内チラシと臨時駐車場1の「駐車場利用カード」を配布する。
・臨時駐車場1 那覇新都心メディアビル立体駐車場 (那覇市おもろまち1丁目3番31号) 駐車台数:35台			○ 誘導員B ・立ち位置:仕様書別紙1「入口周辺～庁舎駐車場内」 ・歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。 ・駐車場入口の幅が狭いため、行き交う車両同士がぶつからないように安全に誘導する。 ・安全に通行させるために、行き交う車両の一方を停めた上で、一方の車両を通行させるなどの交通誘導を行うこと。 ・庁舎駐車場内的一方通行に気付かず、逆走する車両もあるため、進入車両の運転手には進行方向を指し示し、一方通行であることを説明すること。 ・立ち位置が庁舎駐車場内であることから、常に庁舎駐車場内の駐車台数状況を把握する役割を担うこと。 ・他誘導員2名に駐車台数状況を確実に伝えて共有すること。 ・他誘導員2名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。
・臨時駐車場2 那覇市上下水道局庁舎駐車場 (那覇市おもろまち2丁目5番11号) 駐車台数(全体):183台 ※水道局等の他利用者も多いため、上記台数すべてをハローワーク利用者が駐車できるわけではないことに留意。			○ 誘導員C ・立ち位置:仕様書別紙1「駐車場入口から斜線部分」 ・歩行者に配慮しながら安全に車両の誘導を行うこと。 ・待機車両の運転手へ声掛けし、臨時駐車場1及び2の駐車場案内用チラシを配布する。 ・臨時駐車場案内の際、臨時駐車場1の利用カードを配布し、利用方法を説明する。 ・待機車両の列に、間違っで並んでしまった一般車両があれば、列からでて他車両に注意しながら通過するよう説明する。 ・待機車両がなければ、誘導員Bとともに庁舎駐車場で誘導を行う。 ・臨時駐車場1の駐車台数を管理し、他誘導員2名に駐車台数状況を確実に伝えて共有すること。 ・誘導員Cは、駐車場利用者から「利用カード」を回収しその際、「利用カード」にハローワークを利用したと判断できるスタンプ等があることを確認する。 ・他誘導員2名とトランシーバー等で駐車台数状況を常に情報共有すること。 ○ 交通誘導業務実施日時 ・11:30から13:00まではの間は常駐1名以上で可とする。誘導員1名の時は、立ち位置を庁舎駐車場入口周辺とすること。

仕様書別紙5

沖縄職業総合庁舎

8:15	8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17
------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----

[illegible]



利用開始方法

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

I P 電 話 等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

I P 電 話 等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。

